

豊監公表第13号

令和6年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年（2025年）7月29日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	吉 田 正 弘
同	北之坊 晋 次

令和7年(2025年)7月10日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和6年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和 7年 1月 30日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
消防局 新千里消防署	収納した救急搬送証明手数料及び びり災証明書手数料について、 財務規則第29条第3項、同第 77条では、収納現金に関し、 即日又は翌日（銀行休日はその 翌日）に収納金融機関に払い込 まなければならないとされてい るところ、4月～9月分を10 月に一括して金融機関に払い込 んでいた。	収納現金については、収納の都 度、管理簿のダブルチェックを 実施するとともに、翌日に金融 機関へ入金するよう運用を見直 した。